

栃木県子育て世帯等住宅断熱化支援事業
補助金 申請の手引き

令和 7（2025）年 4 月

栃木県環境森林部気候変動対策課

栃木県子育て世帯等住宅断熱化支援事業補助金の申請及び受給をされる皆様へ

栃木県子育て世帯等住宅断熱化支援事業補助金（以下「本補助金」という）は、公的資金を財源としておりますので、社会的にその適正な執行が強く求められており、本県としましては、不正行為に対しては厳正に対処しております。

従いまして、本補助金の交付申請をされる方におかれましては、以下の点について十分認識された上で、申請手続きを行っていただくようお願いします。

1. 本補助金に関係する全ての提出書類には、いかなる理由があっても、その内容に虚偽の記述を行わないでください。
2. 本補助金は、国の補助事業の活用が要件になりますので、国の補助事業を利用していない場合は対象になりません。
また、本補助金は、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用しておりますので、この財源を活用して、同様の補助事業を実施している市町の補助金とは併用できません。
3. 本補助金で取得又は効用の増加した財産（取得財産等）を当該資産の処分制限期間（法定耐用年数）内に処分（補助金の交付目的に反して使用・売却・譲渡・交換・貸与・廃棄又は担保に供することをいう）しようとするときは、事前に処分内容について承認を受けなければなりません。また、その際、補助金の返還が発生する場合があります。

また、本手引きに記載された、補助金の申請から受給にかかる手続き及び必要書類等並びに事業終了後の責務等についても十分確認された上で、本補助金の申請手続きを行っていただくようお願いします。

【目 次】

1	事業の概要	- 2 -
	（１）目的	- 2 -
	（２）補助の概要	- 2 -
	（３）補助事業の手続きの流れ	- 5 -
2	交付申請	- 6 -
	（１）受付期間	- 6 -
	（２）申請書の提出	- 6 -
	（３）交付決定	- 8 -
3	交付決定後における申請者の義務及び責務等	- 8 -
	（１）補助金の経理等	- 8 -
6	記入例	- 9 -

1 事業の概要

(1) 目的

本事業は、補助金を交付することにより、子育て世帯等※₁の住宅の省エネルギー化を促進し、物価高騰による影響の負担軽減を図ることを目的としています。

※₁ 子育て世帯等は、子育て世帯又は若年夫婦世帯であり、下記の者を指します。

子育て世帯	令和6年4月1日時点で18歳未満の子を有する世帯（すなわち、平成18（2006）年4月2日以降出生）とする。 ただし、令和7年3月末までに建築着工する場合においては、令和5年4月1日時点で18歳未満（すなわち、平成17（2005）年4月2日以降出生）の子とする。
若年夫婦世帯	令和6年4月1日時点で夫婦のいずれかが39歳以下（すなわち、昭和59（1984）年4月2日以降出生）とする。 ただし、令和7年3月末までに建築着工する場合においては、令和5年4月1日時点でいずれかが39歳以下（すなわち、昭和58（1983）年4月2日以降出生）とする。

(2) 補助の概要

① 補助対象者（申請者）

国補助金を活用し、県内でZEH水準以上の断熱性能等を有する新築住宅の取得（新築住宅の建築又は購入）※₁又は既存住宅の断熱化※₂を実施する子育て世帯等で、次のア、イのいずれにも該当する者です。

- ア 県税の滞納がないこと
- イ 暴力団排除にかかる誓約ができること

※₁ 新築住宅の取得の対象者は下記の者を指します。

・自己居住の目的で、住宅の取得をした子育て世帯等に該当する個人
・賃貸に供する目的で、子育て世帯等を対象とした住宅の新築をする個人又は法人

※₂ 既存住宅の断熱化の対象者は下記の者を指します。

・居住している住宅の断熱化を実施する子育て世帯等に該当する個人
・賃貸に供する目的で、所有している断熱化を実施する個人又は法人
・住宅の断熱化を実施する管理組合法人又は管理組合の代表者

- ・補助対象者の代わりに、住宅を新築する者等を手続代行者として、交付申請・事業の廃止届出等の事務手続を進めることができます。
- ・手続代行者が手続の代行を通じて知り得た個人情報、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に従って取り扱うこととします。
- ・不正行為が認められたときは、手続代行者の名称と不正行為を公表し、当分の間手続の代行ができないものとします。

② 補助要件

本事業では、下表のうちいずれか一つの国の補助金活用が必須です。ただし、令和7(2025)年3月24日以降に国へ申請したものに限りません。

・脱炭素志向型住宅の導入支援事業 (子育てグリーン住宅支援事業)
・二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金 (戸建住宅ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス(ZEH)化支援事業、集合住宅の省CO ₂ 化促進事業、既存住宅の断熱リフォーム事業)
・断熱窓への改修促進等による住宅の省エネ・省CO ₂ 加速化支援事業 (先進的窓リノベ2025事業)
・住宅・建築物需給一体型等省エネルギー投資促進事業費補助金 (次世代省エネ建材の実証支援事業)
・住宅・建築物カーボンニュートラル総合推進事業補助金 (長期優良住宅化リフォーム推進事業)
・上記のほか知事が認めるもの

③ 補助対象設備

新築住宅の取得費用又は既存住宅の改修費用のうち、断熱化に要した製品の費用、設置工事に係る材料及び設備の購入並びに工事に要する経費

④ 補助額

- ・新築住宅の取得 : 1戸あたり定額30万円
- ・既存住宅の断熱化 : 1戸あたり上限10万円※

※国補助金の交付額1/2又は10万円のいずれか低い額とし、千円未満を切り捨てる。

⑤ 申請方法

県HPから申請様式等をダウンロードし、様式に記入、提出書類を準備のうえ、以下の宛先へ、簡易書留、レターパック等の送付記録が残る方法で郵送し、控えを保管してください。

なお、書類送付の際は、必要に応じて以下の宛先を切り取り、封筒に貼付の上、郵送ください。

【宛先】

〒320-0075

栃木県宇都宮市宝木本町1141

栃木県子育て世帯等住宅断熱化支援事業補助金事務局 宛て

⑥ その他

- ・ 栃木県ゼロエネルギー住宅導入支援事業との併用は出来ません。
- ・ 国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金交付金を活用して、同様の補助事業を実施している市町の補助金とは併用できません。
- ・ 交付申請については、新築の住宅又は既存の住宅1戸につき一回限りとします。
- ・ 補助対象事業により整備した設備等は、原則として、法定耐用年数※期間中は財産処分してはならないものとします。なお、補助対象設備の導入後、法定耐用年数期間において、補助対象設備を処分（本補助金の目的に反しての使用・売却・譲渡・交換・廃棄・貸与、又は担保に供することをいう）しようとする場合は、知事の承認を受けること。これに伴い、知事から補助対象設備に係る補助金の全部又は一部の請求を受けた場合においては、これに応じること。
- ・ 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難になった場合においては、速やかに、知事に報告してその指示を受けること。
- ・ 補助対象者は、知事が補助金の交付義務の適正かつ円滑な運営を図るために、報告を求め、又は現地調査を行おうとするときは、遅滞なくこれに応じること。
- ・ 補助事業の内容の変更をする場合は、知事の承認を受けること。
- ・ 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、知事の承認を受けること。

設備名		法定耐用年数	
住宅	鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造の住宅	47 年	
	れんが造、石造又はブロック造の住宅	37 年	
	金属造の住宅	骨格材の肉厚が 4 mm を超えるもの	34 年
		骨格材の肉厚が 3 mm を超え 4 mm 以下	27 年
		骨格材の肉厚が 3 mm 以下	19 年
	木造又は合成樹脂造の住宅	22 年	
	木骨モルタル造の住宅	20 年	
建 物 附 属 設備	電気設備（照明設備含む）※注 1	15 年	
	給排水又は衛生設備及びガス設備	15 年	
	冷暖房設備※注 2	13 年	

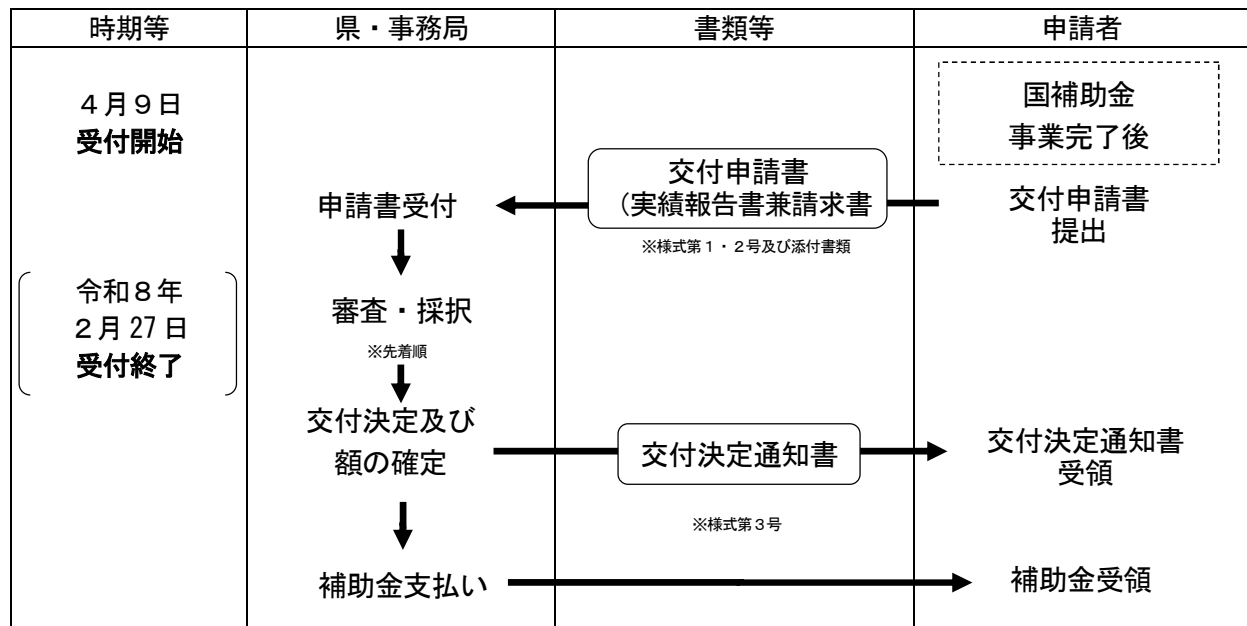
※ 法定耐用年数：減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号（以下「大蔵省令」という））による。

注 1 大蔵省令 別表第一（機械及び装置以外の有形減価償却資産の耐用年数表）の「建物附属設備」、「電気設備（照明設備を含む。）」、「その他のもの」に該当する場合

注 2 大蔵省令 別表第一（機械及び装置以外の有形減価償却資産の耐用年数表）の「建物附属設備」、「冷房、暖房、通風又はボイラー設備」、「冷暖房設備（冷凍機の出力が 22 キロワット以下のもの）」に該当する場合

(3) 補助事業の手続きの流れ

本事業の一般的な手続きの流れは、以下のとおりです。



2 交付申請

(1) 受付期間

補助金の交付申請書の受付期間は次のとおりです。

受付期間 令和7(2025)年4月9日(水)から令和8(2026)年2月27日(金)まで

(2) 申請書の提出

① 新築住宅の取得（新築住宅の建築又は購入）

ア 申請に必要な書類は、次のとおりとし、「正本1部」を提出してください。

なお、申請書の写し等の交付は行いませんので、申請書の控えはご自身で御用意ください。

番号	提出書類：新築住宅の取得	申請者	
		個人	法人
1	交付申請書（様式第1号※1）	○	○
2	誓約書（様式第2号※1）	○	○
3	国補助金の申請日及び交付決定日がわかるもの※2	○	○
4	国補助金の事業の完了又は振込の通知がされたもの※3	○	○
5	国補助金の事業内容がわかるもの※4 （複数戸数の一括申請の場合、1戸あたり補助額および戸数まで）	○	○
6	世帯全員の住民票（世帯全員の情報がわかるもの）※5 ※申請者が居住する新築住宅の取得する場合	○ ※	
7	納税証明書（栃木県税に滞納がないことの証明書）	-	-
	①県税事務所で発行されるもの※5※6	○	○
	②市町役所で発行されるもの（個人県民税のみで可）	○	
8	登記事項証明書（履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書）		○
9	振込先口座情報がわかるもの	○	○
10	その他県が必要と認める書類	○	○

※1 様式は栃木県ホームページからダウンロードすること。

※2 国補助金の交付決定通知書又は交付決定のお知らせ等の写し

※3 国補助金の交付額確定通知書又は振込のお知らせ等の写し

※4 工事請負契約書等、設備・工事の内容、施工事業者及び契約日がわかるものとする。
（「〇〇工事一式」等の記載がある場合は別途見積書等提出を求めることがあります。）

集合住宅等、複数戸数を一括申請し、事業実施をした国補助事業併用の場合、1戸あたりの補助額及び戸数がわかるものを併せて提出。

※5 発行日より3か月以内のもの。ただし、納税証明書は県個人住宅用太陽光発電設備等導入支援事業補助金（以下「県太陽光補助金」）を併用する場合には、いずれか一方への提出で可とします。

※6 課税がない等の理由により滞納額がないことの納税証明書が交付されない場合はその旨を記した書面（任意様式）が必要

ア 提出された申請書は、書類の不足や記載内容の不備等について確認し、不備・不足がないものについて受理します。

イ 書類等には、修正液、修正テープ等を使用しないでください。

ウ 書類等は、片面記載とし（両面印刷・コピー不可）、ダブルクリップで綴じてください（ホチキス等不可）。

エ 提出された書類等は、原則として返却しません。

② 既存住宅の断熱化

ア 申請に必要な書類は、次のとおりとし、「正本1部」を提出してください。

なお、申請書の写し等の交付は行いませんので、申請書の控えはご自身で御用意ください。

番号	提出書類：既存住宅の断熱改修	申請者		
		個人	法人	法人格を有しない 管理組合の代表者
1	交付申請書（様式第1号※1）	○	○	○
2	誓約書（様式第2号※1）	○	○	○
3	国補助金の申請日及び交付決定日がわかるもの※2	○	○	○
4	国補助金の事業の完了又は振込の通知がされたもの※3	○	○	○
5	国補助金の事業内容がわかるもの※4 （複数戸数の一括申請の場合、1戸あたり補助額および戸数まで）	○	○	○
6	世帯全員の住民票（世帯全員の情報がわかるもの）※5 ※申請者が居住する既存住宅の断熱化をする場合	○ ※		
7	工事発注者の本人確認書類※6			○
8	納税証明書（栃木県税に滞納がないことの証明書）	-	-	-
	①県税事務所で発行されるもの※5※6	○	○	
	②市町役所で発行されるもの（個人県民税のみで可）	○		
9	登記事項証明書（履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書）		○	
10	振込先口座情報がわかるもの	○	○	○
11	その他県が必要と認める書類	○	○	○

※1 様式は栃木県ホームページからダウンロードすること。

※2 国補助金の交付決定通知書又は交付決定のお知らせ等の写し

※3 国補助金の交付額確定通知書又は振込のお知らせ等の写し

ただし、事業完了後に申請をする国補助事業併用の場合は添付不要。

※4 工事請負契約書等、設備・工事の内容、施工事業者及び契約日がわかるものとする。

（「〇〇工事一式」等の記載がある場合は別途見積書等提出を求めることがあります。）

集合住宅等、複数戸数を一括申請し、事業実施をした国補助事業併用の場合、1戸あたりの補助額及び戸数がわかるものを併せて提出。

※5 発行日より3か月以内のもの。ただし、県太陽光補助金を併用する場合には、いずれか一方への提出で可とします。

※6 併用した国補助事業に準ずるものとする。

※7 課税がない等の理由により滞納額がないことの納税証明書が交付されない場合はその旨を記した書面（任意様式）が必要

ア 提出された申請書は、書類の不足や記載内容の不備等について確認し、不備・不足がないものについて受理します。

イ 書類等には、修正液、修正テープ等を使用しないでください。

ウ 書類等は、片面記載とし（両面印刷・コピー不可）、ダブルクリップで綴じてください（ホチキス等不可）。

エ 提出された書類等は、原則として返却しません。

【審査期間について】

交付申請の審査期間は、必要書類の不足がなく、審査可能になった段階から、おおむね1か月程度を見込んでいます。

書類等に不備がある場合には、さらに長期間になる場合があります。

(3) 交付決定

審査後、当該申請の交付決定又は不交付決定を申請者に通知します。

3 交付決定後における申請者の義務及び責務等

(1) 補助金の経理等

申請者は、補助対象事業の経費にかかる収支簿を備え、その収支にかかる証拠書類（契約書、領収書等）を整備してください。

なお、収支簿等は、補助対象事業が完了した日の属する年度の翌年度から5年間保存してください。

・(2) 補助対象事業の処分制限

本補助金で取得又は効用の増加した財産（取得財産等）を当該資産の処分制限期間（法定耐用年数）内に処分（補助金の交付目的に反して使用し、売却し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供することをいう）しようとするときは、事前に処分内容について承認を受けること。なお、その際、補助金の全部又は一部の返還を求めることがあります。

6 記入例

様式第1号（交付要領第4条関係）

栃木県子育て世帯等住宅断熱化支援補助金交付申請書
(実績報告書兼請求書)

年 月 日

栃木県知事

様

このことについて、栃木県子育て世帯等住宅断熱化支援補助金を下記のとおり交付されるよう、栃木県補助金等交付規則第4条及び第13条の規定により関係書類を添えて申請及び実績を報告します。
併せて、当該補助金を交付されるよう、同規則第18条の規定により請求しますので、振込は補助金振込先口座までお願いします。

1 申請者の概要

申請者	フリガナ	トチギ タロウ			
	法人名又は氏名	栃木 太郎			
	代表者名※法人の場合		フリガナ		
	郵便番号	〒〇〇〇-〇〇〇〇	電話番号	〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇	
	住所 (法人の場合は所在地)	宇都宮市塙田1丁目1-20			
申請者の種別		☒ 子育て世帯、若年夫婦世帯	☐ 個人（左記を除く）	☐ 法人	
子育て世帯、若年夫婦世帯の要件を満たす者（いずれか一人）		氏名	栃木 花子	続柄	娘
		生年月日（西暦）	〇〇〇〇年〇〇月〇〇日（国補助金申請時点 歳）		
手続代行者	名称	株式会社とちまるハウジング	電話番号	〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇	
	所在地	宇都宮市八千代1-5-10			
	実務担当者名	栃丸 次郎	Mail	jiro@tochimaru.xx.xx	
子育て世帯等に該当する場合、18歳未満の子、又は夫婦のうち39歳以下に該当する者の情報を記載。		宇都宮市塙田1丁目1-20			
住宅	(目的用途)	☒ 住宅の新築・購入 (自己居住用)	☐ 住宅の新築 (賃貸)	☐ 既存住宅の断熱化	
併用した国補助事業	国補助事業名	子育てグリーン住宅支援事業			
	申請日（西暦）	〇〇〇〇年〇〇月〇〇日	付決定日（西暦）	〇〇〇〇年〇〇月〇〇日	
	国補助事業の補助額	1,600,000円	対象戸数	1戸	

3 県への申請額

交付申請額（請求額）	併用した国補助金の情報を記載。	300,000円
------------	-----------------	----------

4 補助金振込先口座

銀行名	〇〇銀行	金融機関コード	〇〇〇〇
支店名	△△支店	支店番号	〇〇〇
種別	☒ 普通	☐ 当座	
口座番号	0123456		
口座名義（フリガナ）	栃木 太郎（トチギ タロウ）		

別途「振込先口座情報がわかるもの」を添付ください。

・住宅の新築・購入の場合は定額300,000円
・既存住宅の断熱化の場合は上限100,000円※
※国補助金の交付額1/2又は10万円のいずれか低い額
(千円未満切捨)

誓 約 書

申請者及び手続代行者は、栃木県子育て世帯等住宅断熱化支援事業実施要綱第3条第1項第3号のいずれにも該当せず、将来にわたっても該当しない者であることをここに誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

なお、必要な場合には、下記の事項について栃木県警察本部に照会することについて承諾します。

〇〇年〇〇月〇〇日

（宛先）

栃木県知事

様

住 所 宇都宮市竹林町 1030－2

（ふりがな）
氏名 又は名称 栃木 太郎

生 年 月 日（個人の場合） 〇〇年〇〇月〇〇日

様式第5号（交付要領第8条関係）

対象設備毀損（滅失）届出書

〇〇〇〇年〇〇月〇〇日

栃木県知事 様

住 所 宇都宮市埴田 1-1-20

氏 名 栃木 太郎

県から交付された「交付決定通知書」から転記

連絡先 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇

〇〇〇〇年〇〇月〇〇日付け栃木県指令気対第〇〇号で交付決定のあった栃木県子育て世帯等住宅断熱化支援補助金において取得した対象設備について、次のとおり毀損（滅失）しましたので届け出ます。

- 1 毀損（滅失）した設備
住宅
- 2 毀損（滅失）の時期
〇〇〇〇年〇〇月〇〇日
- 3 毀損（滅失）の原因
〇〇〇〇〇〇〇〇
- 4 今後の方針（修繕、買換など）
〇〇〇〇〇〇〇〇

（添付書類）

対象設備の写真（現況）

栃木県子育て世帯等住宅断熱化支援事業補助金対象設備処分承認申請書

〇〇〇〇年〇〇月〇〇日

栃木県知事 様

住 所 宇都宮市塙田 1-1-20

氏 名 栃木 太郎

連絡先 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇

県から交付された「交付決定通知書」から転記

〇〇〇〇年〇〇月〇〇日付け栃木県指令気対第〇〇号で交付決定のあった栃木県ゼロエネルギー住宅導入支援事業において取得した対象設備について、次のとおり処分したいので承認されるよう申請します。

1 処分する設備

住宅

2 処分の方法

(☒) 売却 () 譲渡 () 交換 () 貸与 () 担保
() 廃棄 () その他(具体的に)

3 処分の時期(予定)

〇〇〇〇年〇〇月〇〇日

4 処分の理由

〇〇〇〇〇〇

備考

処分に当たり、設置者の責に帰さないやむを得ない事由がある場合は、処分の理由欄に事情を記載すること。また、処分によって収益がある場合は、その額を記載すること。

申請に関するお問い合わせ先

〒320-0075 栃木県宇都宮市宝木本町 1141

栃木県子育て世帯等住宅断熱化支援事業補助金事務局 宛て

TEL:028-666-7915

FAX:028-612-5531

Mail: tochigi-kosodate-juutakushien@uketsukeform.com